

立川市主管課契約事務取扱基準

第1 目的

この基準は、立川市契約事務規則（昭和 39 年立川市規則第 15 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 に規定する主管課において締結することができる契約のうち、同条第 1 項第 19 号に規定するその他特に必要があると認めた契約の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象となる契約

規則第 3 条の 2 第 1 項第 19 号に規定するその他特に必要があると認めた契約は、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に規定するもの又は第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる随意契約のうち、次の各号の一に該当するもの
 - ア 国、地方公共団体その他の公法人、公益法人等とするもの
 - イ 資格、設置要件等の市の示す一定の条件を満たし、他に代わる業者がないもの
 - ウ 法令等により指定された業者とするもの
 - エ 地域の特性により競争することが著しく困難なもの
 - オ 事業の継続性が求められ、他に代わる業者がないもの
 - カ 特殊な技術等を必要とするもの
 - キ 緊急を要する修繕等で、やむを得ず規則第 3 条の 2 第 1 項第 12 号から第 18 号までに規定する金額を超えてしまうもの
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、全く競争の余地がないと認められるもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認めた随意契約

第3 遵守事項

第 2 に該当する契約を締結する場合は、規則、契約に係る要綱及びガイドライン等を遵守しなければならない。

第4 手続

- 1 第 2 第 1 号に該当する契約を締結する場合は、特命随意契約理由書及び製品指定理由書（製品を指定する場合のみ）を添えて、立川市事務専決及び代決規程（昭和 44 年立川市

訓令甲第 11 号) 別表第 2 に掲げる区分により、政策財務部契約課の合議を経て決裁を受けるものとする。

2 第 2 第 2 号に該当する契約を締結する場合の手続きについては、別に定める。

第 5 責務

第 2 に該当する契約を締結する場合は、業務を詳細に把握し、適正な価格で発注できるよう努めるものとする。

第 6 委任

この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。